

厚生労働大臣の定める掲示事項

【医療療養病床について】中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

- 1 当院は、厚生労働大臣の定める基準による「療養病棟入院基本料」61床(医療保険病棟)の医療機関です。
- 2 医療保険適用病床における看護配置は下記の通りです。
看護職員10名以上(20:1以上) 看護補助者10名以上(20:1以上)
0:00~9:00 看護職員1人当たりの受持ち数40名以内(看護補助者の受持ち数は40名以内)
9:00~18:00 看護職員1人当たりの受持ち数10名以内(日祭日は14名以内)
(看護補助者の受持ちは8名以内(日祭日は10名以内))
18:00~0:00 看護職員1人当たりの受持ち数40名以内(看護補助者の受持ち数は40名以内)
- 2 当院は、上記の基準を満たしているため、患者様の負担による付き添い看護は認められていませんので、付き添いのご心配はおりません。
- 3 次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。
 - ①療養病棟入院基本料
 - ②療養病棟療養環境加算1
 - ③入院時食事療養(I)、入院時生活療養(I)
 - ④CT撮影及びMRI撮影
 - ⑤脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
 - ⑥運動器リハビリテーション料(I)
 - ⑦酸素の購入単価に関する届出
 - ⑧医科点数表第2章 第10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造)
 - ⑨時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
 - ⑩胃瘻造設時嚥下機能評価加算

【介護療養病床について】

- 1 当院は、「介護療養型医療施設 I型(療養機能強化型A)」18床(介護保険病棟)の医療機関です。
- 2 山口県健康福祉部長より指定を受けたサービスの種類及び加算内容
 - ①夜間勤務等看護(Ⅲ)
 - ②療養環境基準型
 - ③栄養マネジメント
 - ④重症皮膚潰瘍指導管理
 - ⑤サービス提供体制強化(Ⅲ)
 - ⑥リハビリテーション提供体制理学療法Ⅱ
- 当院は、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供します。また、四季折々の行事食、イベント食も実施しております。
- 当院は、厚生労働大臣の定める施設基準を満たし、山口県知事の承諾を受けた指定居宅介護サービスを提供します。
 - ①(介護予防)短期入所療養介護
 - ②(介護予防)通所リハビリテーション
 - ③(介護予防)通所介護(デイサービス)
 - ④居宅介護支援事業所
- 当院の特別の療養環境室は、以下のとおりです。(税込)

種 別	部屋数	料 金	個室番号
特別室(個室)	2室	11,000	211・311
準特別室(個室)	2室	5,500	210・310
2人部屋	4室	2,750	212・213・312・313

- 当院では、次にあげる項目について、その使用量・利用回数に応じて実費相当額(税込)のご負担をお願いいたします。
 - ①文書料 診断書(1枚につき) 各種診断書 2,200円
(A4サイズ1枚につき) 各保険会社用診断書、入院、通院証明書等 3,300円
(A3サイズ1枚につき) 身体障害者診断書、障害診断書等 5,500円
おむつ使用証明書 1枚につき 550円
年間領収書 1枚につき 100円
 - ②病衣 77円/日 拘縮用病衣 220円/枚
 - ③紙おむつ等 売店で購入できますので、ご使用ください

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。
- 患者さんの希望により、医科点数表等に規定する回数等を超えてお受けになりました診療につきましては、以下のとおり特別に料金を徴収させていただきます。

診療の名称	(1単位(20分)当たり)	
	要介護・要支援の方	要介護認定なしの方
脳血管疾患等リハビリテーション (発症、手術又は急性増悪から180日)	540円	1,000円
運動器リハビリテーション (発症、手術又は急性増悪から150日)	1,000円	1,850円

● 病院の概要

- ① 管 理 者 院長 山口 尚敬
- ② 診 療 科 目 外科・内科・整形外科・循環器科・リハビリテーション科
呼吸器科・胃腸科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・肛門科
- ③ 診 察 日 月・火・水・木・金・土
- ④ 休 診 日 日曜・祝祭日・木曜日午後・土曜日午後
- ⑤ 診 療 時 間 午前9時から午後1時まで・午後2時から午後6時まで

また、当院の敷地内は禁煙となっておりますのでご協力をお願いいたします。